

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字下内川字腰巻八四二番三地先から同市大字下内川字腰巻一三七六番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年二月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年二月二十六日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号における道路予定区域の供用開始である。延長九二一・四〇メートル。</p>